

## (イ) 価格動向

大麦の価格について、主要輸出国であるカナダの日本向けFOB価格（No.1ウェスタン）で推移をみると、95年4月以降、アメリカにおける飼料穀物（トウモロコシ）の生産不安から急伸、更に95年10月には期末在庫水準の低下を背景に、トウモロコシ等飼料穀物の需給ひっ迫につれて高騰した。

その後、96年の飼料穀物全体の豊作見通しが明らかになると軟化に転じ、97年3月には、129ドル/tと相場が高騰する前の水準に値を戻した。97年末以降は輸出需要の減退等から軟調に推移し、99年前半には在庫不足という理由から相場は一時上向いたが、後半以降はカナダにおける天候不順による飼料用小麦の供給増の予想から下落し、2000年に入っても相場は弱含みで推移しており、2000年9月平均価格は103ドル/tとなっている。

## 4 政府米を利用した食糧援助

政府米を利用した食糧援助については、被援助国等からの要請を踏まえ、WTO協定等国際ルールとの整合性、財政負担等に留意し、適切に実施することとしている。

平成11年度においては、KR食糧援助として、アフリカを中心とする18カ国に対して政府米約18万tを利用することとして、平成11年12月及び平成12年2月に閣議決定されたところである。本件については、交換公文の締結を経て、順次コメの供給が進められることとなっている。

北朝鮮食糧支援として、平成11年11月24日に世界食糧計画（WFP）が発出した対北朝鮮緊急食糧支援に関するアピールに応える形で、平成12年3月17日に政府がWFPに対し38億4千万円を拠出することを決定し、これにより、WFPが我が国の政府米10万tを調達し、北朝鮮への食糧支援に充てることとした。

## 第6節 米価及び麦価

## 1 米価審議会

(1) 11年度に開催された米価審議会は以下のとおりである。

- |     |        |                            |
|-----|--------|----------------------------|
| 第1回 | 6月3日   | 11年産麦の政府買入価格について           |
| 第2回 | 11月11日 | 11年産米の政府買入価格及び米の標準売渡価格について |
| 第3回 | 12月17日 | 麦の政府売渡価格について               |

なお、3月13日に「会長及び会長代理の選出並びに米穀の需給及び価格の安定に関する基本計画」についての米価審議会を開催している。

(2) 前委員の退任に伴い、次の5名が新たに米価審議会委員に任命された（50音順、敬称略）。

- |               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 平成12年3月10日任命  | 岩田 一 政（東京大学教授）          |
| 平成11年10月13日任命 | 宇都宮 象 一（全国町村会副会長）       |
|               | 大池 裕（全国農業協同組合連合会代表理事会長） |
| 平成12年3月10日任命  | 立花 宏（社団法人経済団体連合会常務理事）   |
| 平成11年7月16日任命  | 橋本 昌（茨城県知事）             |

なお、継続中（11年度再任を含む。）の委員は以下の17名である。

[平成11年5月1日任命]

高山 憲之（一橋大学教授）

[平成12年3月10日任命]

青山 三千子（国民生活センター参与）

上田 喜志子（長崎県地域婦人団体連絡協議会会長）

内館 晟（日本生活協同組合連合会副会長理事）

甲斐 麗子（主婦連合会副会長）

加倉井 弘（日本放送協会解説委員）

黒田 節子（マーケティングコンサルタント）

生源寺 真一（東京大学教授）

五月女 昌巳（栃木県農業士）

竹内 克伸（財団法人証券保管振替機構理事長）

武政 邦夫（社団法人全国農業改良普及協会会長）

田中 宏尚（財団法人自主流通米価格形成センター会長）

中村 裕（全国農業会議所専務理事）

野村 昭（全糧連協同組合理事長）

原田 睦民（全国農業協同組合中央会会長）

村上 紀子（女子栄養大学教授）

八木 宏典（東京大学教授）

## 2 米 価

## (1) 米穀の政府買入価格

ア 最近の米需給事情、自主流通米価格の動向

最近の米をめぐる需給に関しては、平成6年産から平成9年産までの4年連続の豊作等を背景として大幅な緩和基調で推移し、自主流通米の価格が急落したこと等から、「新たな米政策大綱」に基づく各般の施策を総合的に推進し、10年産については、自主流通米価格が前年産に比べ高い水準となった。

11年10月末の国内産米の持越在庫数量は255万tと適正備蓄水準を依然として大幅に上回っていることや11年産の作柄等を背景として、11年産自主流通米価格は、前年同月に対し、約10%下落する結果となった。

このため、生産オーバー分の主食用以外への処理、政府米の販売凍結、12年産は11年産と同規模の生産調整に取り組む等を内容とした「米の緊急需給安定対策」を決定し、需給バランスの早期回復に努めることとした。

また、11年10月には、需要に応じた米の計画的生産と麦・大豆等の本格的生産を柱とする「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」を取りまとめ各種対策を実施することとした。

しかしながら、11年産米の入札価格については、

(ア) 1等米比率が63%と例年に比べて低いなど、一般的に品質評価が低いこと

(イ) 2等米以下の米がまず流通した結果、入札を中心とする1等米取引が遅れるとともに2等米以下の影響を受けたこと

等から、低水準に推移した。

販売数量についても、

(ア) 卸売業者が10米穀年度末に一括所有権移転した持越米の処理を優先させたこと

(イ) 出来秋時に計画外流通米が多く出回ったこと等により、12年2月までの販売数量は前年を大きく下回ることとなった。

このようなことから、12年4月に全農・食糧庁共同で「11年産自主流通米流通実態緊急調査」を実施し、12米穀年度中は、政府米の販売凍結を引き続き継続する、政府米の価格改定は実施しない等を内容とする対策を講じることとした。

この結果、2月まで前年を大きく下回って推移していた自主流通米の販売は、6月にはほぼ前年並みにまで回復し、価格についても堅調な相場を維持してきている。

イ 農業団体からの要請

全国農業協同組合中央会（全中）は、10月に「新たな米政策の推進と水田営農の確立に関する要請」を決定し、「11年産政府買入価格は、適切に決定すること。」と要請した。

これは、食糧法の下での価格の安定は、政府米と自主流通米を通じた総合的観点から図られる必要があり、生産調整を円滑かつ着実に推進することにより全体需給調整を行い、米全体の価格の安定を確保することが重要であるとの認識に立っているものと考えられる。

ウ 米価審議会

12年産米価を審議する米価審議会は、11月11日に開催され、米穀の政府買入価格及び標準売渡価格の決定に関する基本的事項とあわせて、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」の実施状況及び今後の推進、生産及び出荷の指針について審議することとなった。

政府は諮問及び諮問の説明を行うとともに、現行算定方式に基づき60kg当たり15,104円とする12年産政府買入価格の政府試算値を示した。

エ 平成12年産米穀の政府買入価格の試算

(ア) 算定方式について

食糧法下での政府買入米価は、自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となったことを踏まえ、自主流通米の価格動向を反映させるほか、生産コスト等を参酌し、米穀の再生産を旨として決定することとされている。

a 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により価格変動率を求めるとともに、生産費調査に基づく米販売農家の全算入生産費の動向の比較により生産コスト等の変動率を求め、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格に乘じ、「求める価格」を算出する。

この場合、

- ① 基準価格は、前年産米穀の政府買入価格とする。
- ② 自主流通米価格の変動率の算出に当たっては、全ての上場銘柄の加重平均価格を用いる。
- ③ 生産コスト等の変動率の算出に当たっては、前年産米穀の価格決定時から直近までの物価・労賃の動向及び反収の動向を織り込む。

○ 求める価格 =  $P_0 \times (A \times w_1 + B \times w_2)$

$P_0$  : 基準価格（前年産米穀の政府買入価格）

A : 自主流通米価格の変動率

B : 生産コスト等の変動率

$w_1$  : 0.5

$w_2$  : 0.5

b 政府買入米価について、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図る観点から、

- ① 自主流通米価格の変動率を求めるに当たっては、移動3年平均による比較を行う。その際、需給変動

による価格への影響を緩和するため、生産調整面積の変更を決定した年の年産に係る自主流通米の入札価格の平準化を行う。

② また、生産コスト等の変動率を求めるに当たっては、移動3年平均による比較を行う。その際、平準反収を用いる。

(イ) 算定

上記の考え方にに基づき算定した平成12年産米穀の政府買入価格は、60kg当たり15,104円（前年産価格に対し▲424円、▲2.7%）となる。

(注) 上記の価格は、「うるち1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取予定価格」である。

○ 求める価格 =  $15,528 \times (0.9621 \times 0.5 + 0.9831 \times 0.5)$

(ウ) 試算値について

自主流通米価格の変動率については、11年産の価格は8、9、10年産に比べて最低であるということを反映して96.21%（▲3.8%）、生産コスト等の変動率については、労働時間が減少していることや、物価・労賃が安定的に推移していることを反映して98.31%（▲1.7%）となり、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格である11年産米価（15,528円/60kg）に乗じることにより算出すると、60kg当たり15,104円（11年産米価に対し、▲424円、▲2.7%）となった。

(エ) 答申・決定

このような政府試算値に対して、「自主流通米の変動率の算出に当たって、自主流通米の価格を平準化するのには問題ではないか。」等の意見もあったが、大方の委員は「諮問値は算定方式どおりであり妥当。」といった賛成ないし止むを得ないとの意見であった。

このような議論を踏まえて答申が行われ、11月11日午後5時00分頃に渡邊五郎米価審議会会長から玉沢徳一郎農林水産大臣に答申が手交された。この米価審議会の答申を踏まえ、同日、平成12年産米穀の政府買入価格について政府試算値どおり決定した。

平成12年産米穀の政府買入価格について

平成11年11月11日

平成12年産米穀の政府買入価格

60kg当たり 15,104円

(注) 上記の価格は、うるち玄米1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取予定価格である。

○ 類別・等級別政府買入価格

(単位：玄米60kg当たり、円)

1等	2等	3等
< 0>	< ▲320>	—

1類 (+400)	15,562	15,242	—
2類 (+250)	15,412	15,092	—
3類 ( 0)	15,162	14,842	—
4類 (▲350)	14,812	14,492	—
5類 (▲750)	14,412	14,092	13,745

(注) 1 水稻うるち裸価格である。

2 ( ) 内は、3類に対する加算・減算額であり、< > 内は、1等に対する減算額である。

(2) 米穀の政府売渡価格

米穀の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第61条第3項の規定により、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

米穀の標準売渡価格は、平成11年11月11日の米価審議会において政府案が諮問され、諮問に基づく審議の後、同日答申が行われ、これを踏まえて政府案どおり決定された。

ア 国内産米

(ア) 基本的考え方

国内産米の標準売渡価格については、食糧法の下で政府米が備蓄運営の機能を有することを踏まえながら米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

(イ) 米穀をめぐる事情

a 最近の需給動向

米穀の全体需給は、6年産から4年連続の豊作等を背景として大幅な緩和基調となり、国内産在庫量が適正水準を大幅に上回る状況となったが、9年11月にとりまとめた「新たな米政策大綱」に基づく各般の施策の総合的推進により、国内産在庫量は減少してきている。

また、11年9月22日には、米穀の需給バランスの早期回復を図るため、「米の緊急需給安定対策」を決定したところであり、生産オーバー分の主食用以外への処理等の緊急対策を講じることとしている。

最近の動向を踏まえた需給見通しでは、11年10月末の国内産米の在庫量は、政府米が233万t、自主流通米が22万t、合計255万tと昨年11月時点の計画をやや下回る水準となっている。

b 家計費及び物価の動向

最近における家計費及び物価の動向は、標準売渡価格の前回改定時（平成10年12月、▲1.04%引下げ）と現時点との比較でみると、消費者物価指数（総合）は

▲0.6%の低下となっており、消費者物価指数（米類）についても▲1.5%の低下となっている。

c 政府管理コスト

適正備蓄水準を大幅に超える備蓄保有、備蓄米の保管期間の長期化等により、管理経費は増加傾向にある。

d 政府買入価格

平成12年産米の政府買入価格については、本米価審議会において政府案として、▲424円（▲2.7%）の引下げを諮問したところである。

(ウ) 標準売渡価格の改定

以上の状況を踏まえつつ、政府買入価格の引下げ効果を消費者に還元することとし、消費者の家計の安定が図られるよう改定することとした。

イ ミニマム・アクセス輸入米

輸入米の売渡価格については、国内産米との整合性を踏まえ、改定することとした。

ウ 米穀の標準売渡価格改定（平成12年1月以降適用）の内容

(ア) 国内産米の標準売渡価格

(玄米60kg当たり)

現 行	決 定	改定額	改定率
16,806円 [17,646円]	16,536円 [17,363円]	▲270円 [▲283円]	▲1.6% [▲1.6%]

(注) 1 水稲うるち1～5類、1・2等平均包装込みの価格である。

2 [ ] 内は消費税額分を含む価格である。

(イ) 輸入米の標準売渡価格

(玄米60kg当たり)

現 行	決 定	改定額	改定率
12,389円 [13,008円]	12,187円 [12,796円]	▲202円 [▲212円]	▲1.6% [▲1.6%]

(注) 1 銘柄区分M<sub>3</sub>の価格である。

2 [ ] 内は消費税額分を含む価格である。

(参考)

○ 類別・等級別標準売渡価格

(国内産米)

(水稲うるち玄米60kg当たり、円)

	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類
1 等	17,895 (18,790)	17,045 (17,897)	16,495 (17,320)	15,945 (16,742)	15,395 (16,165)
2 等	17,575 (18,454)	16,725 (17,561)	16,175 (16,984)	15,625 (16,406)	15,075 (15,829)

(注) ( ) 内は消費税額分を含む価格である。

(輸入米)

(正味60kg当たり、円)

M <sub>1</sub>	M <sub>2</sub>	M <sub>3</sub>	M <sub>4</sub>	M <sub>5</sub>	L
1 類 2 等相当	2 類 2 等相当	3 類 2 等相当	4 類 2 等相当	5 類 2 等相当	—
13,587 (14,266)	12,737 (13,374)	12,187 (12,796)	11,637 (12,219)	11,087 (11,641)	10,002 (10,502)

(注) 1 ( ) 内は消費税額分を含む価格である。

2 銘柄区分Lの価格は精米価格である。

3 各銘柄区分に属するものは以下のとおり。

(M<sub>1</sub>): アメリカ産加州米ミディウムグレイ  
ン、オーストラリア産米、中国産東北米

(L): タイ国産うるち精米100%、タイ国産うるちA1スーパー、タイ国産もちA<sub>1</sub>スペシャル、アメリカ産砕精米、タイ国産もち精米、オーストラリア産砕精米、中国産うるち精米10%、ベトナム産うるち精米、タイ国産うるち精米10%、インド産うるち精米

○ 米穀の標準売渡価格を基準として定める予定価格等

1 政府米の標準売渡価格を基準として定める売渡予定価格については、品質、用途等の相違を参酌するに当たり、備蓄の的確な運営を図る観点から、自主流通価格の動向、政府米の販売状況等を考慮し、適切かつ弾力的に設定することとする。

2 年産格差等

〔国内産米の年産格差〕

(玄米60kg当たり)

新米対比	格差	備考
一年持越米	600円	現行同額
二年持越米	1,200円	現行同額
三年持越米	1,800円	現行同額
四年持越米	2,400円	—

(注) 1 年産格差は類ごとに設定する格差の平均である。

2 一年持越米とは、収穫年の翌年の11月に持ち越された米穀をいい、平成12米穀年度においては10年産米である。

3 消費税額分を含まない価格である。

〔輸入米の輸入年度の相違に対応した格差〕

(正味60kg当たり)

当年度輸入分対比	格差	備考
前年度以前輸入分	一律 450円	現行同額

(注) 1 前年度以前輸入分とは、輸入した会計年度の次会計年度の11月に持ち越された米穀をいい現時点においては10年度以前の輸入分である。

2 消費税額分を含まない価格である。

エ 米価審議会への諮問

諮 問

平成12年産米穀の政府買入価格については、米穀の需給動向・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点に立って算定を行い、この算定に基づき決定する必要があると考える。また、米穀の標準売渡価格については、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮し、これを決定する必要があると考える。これらについて米価審議会の意見を求める。

平成11年11月11日

農林水産大臣 玉沢徳一郎

諮問の説明

米穀につきましては、全体需給が大幅な緩和基調で推移し、国内産米在庫量が適正な水準を大幅に上回るという状況の下、一昨年11月、「新たな米政策大綱」を取りまとめ、これに基づく各般の施策を総合的に推進してきております。この結果、国内産米在庫量が着実に減少するなど成果が上がってきております。

また、本年産の作柄及び最近の需給・価格動向にかんがみ、本年9月22日、米穀の需給バランスの早期回復を図るための措置を盛り込んだ「米の緊急需給安定対策」を決定したところであります。

さらに、食料・農業・農村基本法の成立を踏まえ、去る10月29日、需要に応じた米の計画的生産の徹底と、水田における麦・大豆・飼料作物等の本格的生産を二本の柱とする「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」を取りまとめたところであります。

平成12年産米穀の政府買入価格及び米穀の標準売渡価格につきましては、計画流通制度の運営の一環として、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の規定に基づき、適切に決定する必要があります。

具体的には、平成12年産米穀の政府買入価格につきましては、引き続き自主流通米の価格の変動率及び生産コスト等の変動率を基礎として、需給動向・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営が図られる現行の方式により算定することとしてはどうかということでありまして、

また、米穀の標準売渡価格につきましては、備蓄運営を的確に行えることを旨とし、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮して決定することとし、ミニマム・アクセス輸入米は、国内産米の価格体系との整合性も踏まえながら決定することとしてはどうかということでありまして、

なお、実際の売却に当たっては、備蓄の適切な運営を図る観点から、標準売渡価格を基準としつつ、需給動向等に対応して弾力的に予定価格の設定を行う必要があります。

オ 米価審議会答申

答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった米穀の政府買入価格及び標準売渡価格に関して、下記のとおり答申する。

記

政府買入価格及び標準売渡価格については、一部異論があったが、全体として諮問に賛成ないしやむを得ないとの意見であったので、政府案どおり決定されたい。

平成11年11月11日

農林水産大臣 玉沢徳一郎 殿  
米価審議会会長 渡邊 五郎

### 3 麦 価

#### (1) 麦の政府買入価格

平成11年産麦の政府買入価格については、平成11年6月3日に開催された米価審議会に、小麦については、前年産に対し0.73%引き下げるといふ政府案が諮問され、同日に米価審議会から答申が行われた。この答申を受け、11年産麦の政府買入価格は同日夜に政府案どおり決定され、6月10日に農林水産省告示第823号をもって告示された。

#### ア 米価審議会への諮問

平成11年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、主産地の生産費を基礎として決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成11年6月3日

農林水産大臣 中川 昭一

#### 諮問の説明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第66条第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するよう配慮して定めることとなっております。

麦の政府買入価格につきましては、昭和63年の答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎とし、麦をめぐる状況等にも配慮するなどして決定してきております。

麦政策のあり方については、これまでに米価審議会から頂いた御意見を踏まえ、昨年5月29日、民間流通への移行、生産者の経営安定等を図るための新たな措置の導入、生産対策・研究開発の拡充・強化等を内容とする「新たな麦政策大綱」を省議決定し、現在これに即し各般の施策を総合的に推進しているところであります。同大綱の基軸となっている民間流通への移行については、関係者の合意が得られた産地において平成12年産麦から実現される見込みであり、平成11年産麦の政府買入価格は、民間流通への移行を翌年に控えた中で決定することとなります。

その算定については、新たな麦政策の展開方向に即したものとすることが必要であります。麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性向上及び品質の改善に資するとの観点に立つ現行の算定方式は、新たな麦政策の狙いとも合致しており、本年産麦の政府買入価格については、引き続き現行の算定方式に基づき、適正に決定することが必要であります。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の規模層の全算入生産費を基礎として決定することとしてはどうかということであります。

以上のような考え方によりました場合の平成11年産麦の政府買入価格につきましては、後ほど資料により御説明申し上げます。

#### イ 平成11年産麦の政府買入価格の算定

##### (ア) 小麦の政府買入価格

##### a 主産地方式による価格の算定

$$P = \frac{\frac{\sum^N \bar{C}}{N}}{\frac{\sum^N \bar{H}}{N}} \times 60$$

P：求める価格

C：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑）、群馬（田）、埼玉（田）、栃木（田）、福岡（田）、熊本（田）及び佐賀（田））の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10アール当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

H：価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10アール当たり収量を平準化した収量

N：年数（3年）

##### b 価格の算定

$$\frac{61,364\text{円}}{414\text{kg}} \times 60\text{kg} = 8,893\text{円}/60\text{kg}$$

（銘柄区分II・1等、裸価格）

##### (イ) 大麦及びはだか麦の政府買入価格

大麦及びはだか麦の政府買入価格は、(ア)の小麦の政府買入価格の算出結果に準拠して算出する。

##### a 大麦

6,384円/50kg（銘柄区分II・1等、裸価格）

##### b はだか麦

9,197円/60kg（銘柄区分II・1等、裸価格）

(ウ) 銘柄区別の政府買入価格

麦の種類別の銘柄に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの銘柄区分を設ける。

銘柄区分Ⅰの価格は、銘柄区分Ⅱの価格に60kg当たり600円（大麦の場合は50kgに換算して500円）を加えて得た額とする。

銘柄区分Ⅲの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60kg当たり300円（大麦の場合は50kgに換算して250円）を控除して得た額とする。

銘柄区分Ⅳの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60kg当たり900円（大麦の場合は50kgに換算して750円）を控除して得た額とする。

(エ) 等級別の政府買入価格

麦の種類別の等級に応じ、2等の価格は、1等の価格から60kg当たり1,100円（大麦の場合は50kgに換算して917円）を控除して得た額とする。

(オ) 政府買入価格は、ア、イ、ウ及びエにより次のとおりとする。

a 小麦 (60kg当たり、円)

銘柄区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
等級				
1等	9,493	8,893	8,593	7,993
2等	8,393	7,793	7,493	6,893

b 大麦 (50kg当たり、円)

銘柄区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
等級				
1等	6,884	6,384	6,134	5,634
2等	5,967	5,467	5,217	4,717

c はだか麦 (60kg当たり、円)

銘柄区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
等級				
1等	9,797	9,197	8,897	8,297
2等	8,697	8,097	7,797	7,197

ウ 米価審議会答申

答 申

平成11年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

平成11年産麦の政府買入価格については、現行算定方式に基づき諮問されており、諮問案どおり決定されたい。

なお、「新たな麦政策大綱」の基軸をなす麦の民間流通については、ニーズに対応した良品質麦の振興に資する観点に立って、12年産からの円滑な移行が図られるよう、特段の努力を払われたい。

平成11年6月3日

農林水産大臣 中川 昭一 殿  
米価審議会会長 渡邊 五郎

(2) 麦の標準売渡価格

麦の標準売渡価格については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第68条の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者家計の安定を旨として、米価審議会の意見を聴いて、毎年決定することとされている。

上記の規定により11年12月17日に米価審議会が開催され、同日午後に出された答申を踏まえ、麦の政府売渡価格は12年2月1日から平均5.0%引下げられることとなり、これを11年12月28日付け農林水産省告示第1639号をもって告示した。

ア 米価審議会への諮問

諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦管理の運営の実情、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮して決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成11年12月17日

農林水産大臣 玉沢徳一郎

諮問の説明

麦の標準売渡価格は、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

国内産麦につきましては、その大宗が政府を経由して流通してきましたが、昨年5月に策定した「新たな麦政策大綱」に即し、平成12年産から民間流通へ移行するとともに、その円滑な運営を図る観点から、麦作経営安定資金等を創設することとしております。

平成11年産の国内産麦の政府買入価格につきましては、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、引下げを行ったところであります。

近年国内産麦の作付面積は増加してきましたが、来年度も増加する見込です。

外国産麦の国際価格につきましては、世界の小麦需給の緩和、在庫の増加見通し等を背景に、昨年と同様、低水準で推移しております。

また、為替相場は、本年夏以降円高が進展しております。

他方、麦製品の輸入につきましては、昨年から横ばいで推移しており、高い水準にあります。

また、麦に要する政府管理経費については、その管理の効率化等を通じ、縮減合理化を図っていく必要があります。

麦の標準売渡価格につきましては、以上のような事情を総合的に考慮して、決定することとしてはどうかということであります。

イ 麦の標準売渡価格及びその算定の説明

(ア) 標準売渡価格の算定の説明

a 基本的考え方

国内産麦について、12年産からその相当数量が民間流通に移行することが見込まれることから、「新たな麦政策大綱」（平成10年5月29日決定）において「政府売渡価格については、民間流通への移行に伴い、政府買入れが不要となった際には、費用負担関係の透明性が一層向上するような新たな算定方式（外麦コスト価格と内麦生産の安定に係る費用を基に算定する方式）に移行する」という方向が示されていることにも留意しつつ、現行方式に所要の改善を加えることとし、輸入麦コスト、政府買入れに係る国内産麦コスト及び民間流通に係る国内産麦の生産の安定に係るコストを総合的に勘案して算定することとする。

b 標準売渡価格の改定率

aの基本的考え方に基づき、標準売渡価格の改定率を以下により算定することとする。

・輸入に係る麦の政府の買入れの価格（以下「輸入麦買入価格」という。）にその買入れ、保管及び売渡しに要する費用（以下「政府管理経費」という。）を加えて得たものを「輸入麦コスト」とし、

・国内で生産される麦の政府の買入れの価格（以下「国内産麦買入価格」という。）に政府管理経費を加えて得たものを「政府買入れに係る国内産麦コスト」とし、

・これらのコストを輸入麦及び国内産麦のそれぞれの政府買入数量で加重平均したコストに、

・国内で生産され民間流通する麦の生産の安定に係る費用に民間流通に係る国内産麦の数量を乗じて得たものを政府買入数量で除したものを「民間流通に係る国内産麦コスト」とするとともに、

・これを加えたコストを、今回決める輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買入数量で加重平均した価格（以下「小麦のコスト価格」という。）とする。

・以上により算出される小麦のコスト価格と現行の輸入麦及び国内産麦の標準売渡価格をそれぞれの政府買

入数量で加重平均した価格（以下「平均標準売渡価格」という。）とから改定率を算定する。

具体的には、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト

① FOB価格	t当たり	160ドル
② 為替レート	ドル当たり	105円
③ 輸入麦買入価格	t当たり	23,411円
④ 政府管理経費	t当たり	8,576円
⑤ 輸入麦コスト	t当たり	31,987円

(注) FOB価格は、政府が食糧用として買い付けている銘柄の直近6ヵ月間の平均価格である。

(b) 政府買入れに係る国内産麦コスト

① 国内産麦買入価格	t当たり	152,583円
② 政府管理経費	t当たり	17,145円
③ 政府買入れに係る国内産麦コスト	t当たり	169,728円

(c) (a)と(b)のコストをそれぞれの政府買入数量で加重平均したコスト

t当たり	32,858円
------	---------

(d) 民間流通に係る国内産麦コスト

① 麦作経営安定資金	t当たり	13,320円
② 流通コスト等	t当たり	2,603円
③ 民間流通に係る国内産麦コスト	t当たり	15,923円

(e) 小麦のコスト価格 ((c)と(d)を加えたもの)と平均標準売渡価格との関係

① 小麦のコスト価格	t当たり	48,781円
② 平均標準売渡価格	t当たり	51,360円
③ ①-②	t当たり	▲2,579円
④ 改定率 (③/②)		▲5.0%

c 米価と標準売渡価格との関係

(a) 小麦の標準売渡価格の5.0%引下げにより推定される小麦粉の消費者価格と精米の消費者価格との関係は次のとおりである。

① 小麦の標準売渡価格の引下げにより推定される小麦粉の消費者価格（1kg当たり）

(i) 現在の平均的な小麦粉の消費者価格

（食糧庁の「米麦等の取引価格調査」による家庭用小袋の価格）

191円

(ii) 推定される小麦粉の消費者価格の影響額（試算）

▲2円程度

(注) 玄麦コストの低下分のみを機械的に試算したものである。

(iii) (i)及び(ii)から算出される小麦粉の消費者価格

191円-2円 = 189円



② 最近時の精米消費者価格（1kg当たり）

平成11年9月の全国の精米消費者実効価格 410円

③ 小麦粉の消費者価格の精米の消費者実効価格に対する比率

$$\frac{189}{410} = 46.1\%$$

(b) 小麦粉の対米価比の推移

b 小麦粉の対米価比の推移

年次	精米 (A) 実効価格 (円/kg)	小麦粉 (B) 消費者価格 (円/kg)	(B)/(A) (%)
昭和50年	276	129	46.7
55	398	176	44.2
60	477	211	44.2
平成2	496	201	40.5
3	498	200	40.2
4	514	204	39.7
5	533	204	38.3
6	586	201	34.3
7	496	199	40.1
8	475	198	41.7
9	460	200	43.5
10	438	200	45.7
11年9月	420	191	46.6

d 価格算定の考え方

小麦の標準売渡価格については、輸入麦及び国内産麦のコストの見通し、精米の消費者価格と小麦粉の消費者価格との関係、その他小麦に係る諸事情を総合的に勘案し、平均5.0%引き下げることとする。

また、大麦及びはだか麦の標準売渡価格については、大麦及びはだか麦に係る諸事情を考慮し、小麦の場合と同率引き下げることとする。

なお、国内産麦のうち入札により指標価格が形成された銘柄の売渡予定価格については、一物二価とならないよう、当該指標価格の水準を基本として設定することとする。

(イ) 標準売渡価格

現行対比

小麦（銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり）

2,198円（▲116円）

〔消費税額分を含む価格 2,308円〕

〔正味100kg当たり3,663円（▲194円）〕  
〔消費税額分を含む価格3,846円〕

輸入小麦（アメリカ産ウェスタン・ホワイト・ホワイ

ト2等正味100kg当たり）

4,361円（▲270円）

〔消費税額分を含む価格 4,579円〕

輸入小麦（カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング・ホイト1等（たん白含有率13.5%）正味100kg当たり）

4,928円（▲255円）

〔消費税額分を含む価格 5,174円〕

大麦（銘柄区分Ⅱ・1等正味50kg当たり）

1,600円（▲84円）

〔消費税額分を含む価格 1,680円〕

〔正味100kg当たり3,200円（▲168円）〕  
〔消費税額分を含む価格 3,360円〕

輸入大麦（オーストラリア産ツーロウ2等正味100kg当たり）

3,058円（▲161円）

〔消費税額分を含む価格 3,211円〕

はだか麦（銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり）

2,100円（▲110円）

〔消費税額分を含む価格 2,205円〕

〔正味100kg当たり3,500円（▲183円）〕  
〔消費税額分を含む価格 3,675円〕

ウ 米価審議会答申

答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。

平成11年12月17日

農林水産大臣 玉沢徳一郎 殿

米価審議会会長 渡邊 五郎

## 第7節 食糧管理特別会計

### 1 食糧管理特別会計の概要

食糧管理特別会計は、米穀のほか麦類、輸入飼料などの管理目的の異なる物資を取り扱っており、国内米管理勘定等七勘定が設けられている。

各勘定のうち調整勘定には、会計全体の資金操作を円滑にして、損失見合いの借入れの増加を避けるとともに、食糧管理勘定（国内米、国内麦および輸入食糧の三勘定）の損益を総合的に処理するために、一般会

計からの受入金を原資とする調整資金が設けられている(食糧管理勘定に毎年発生する損益は、調整勘定に移し整理され、その結果に応じて調整資金の取崩しと繰入れが行われている)。

## 2 11年度予算の概要

### (1) 予 算 規 模

農林水産関係一般会計予算の総額は、3兆4,056億円(前年度当初予算対比108.9%、300億円の増)となっている。主要食糧関係費の総額は、2,687億円(前年度当初予算対比99.9%、4億円の減)となり、農林水産予算に占める比率は7.9%で、最高時(昭和46年)の42.7%に比べ大幅に減少している。また、経費の内訳である食糧管理特別会計調整資金への繰入は、2,433億円、緊急生産調整推進対策費は、253億円となっている。

11年度の食糧管理特別会計予算は、前年同様に主要食糧の需給と価格の安定を図るために取りまとめられた「新たな米政策大綱」に基づく政策の円滑な運営が図れるよう措置している。

### (2) 国内米の管理

国内米における需給均衡の回復を図るための生産調整については、平成12年10月末の国産米在庫を適正備蓄水準の上限である200万tまでに縮減することを目指して、2年間かけて取り組むこととし、平成11年度の実生産調整面積は、96万3千haとしている。

国内米については、11年産米の政府買入数量を11米穀年度の政府米販売数量が100万tなることを前提として75万tと見込み、政府買入価格は11年産米の価格、政府売渡価格は10年12月1日以降に適用される価格により売買に係る所要額を計上している。

この他、各種助成等事業、米取扱手数料や保管料等の所要額を計上し、国内米の管理を行うこととしている。

#### ア 新たな米政策の推進

「新たな米政策大綱」に即し、生産調整推進対策、稲作経営安定対策、計画流通制度の運営改善を三つの基軸として総合的に推進することとしており、これらの新たな政策への移行対策等と対策の円滑な実施を図ることとしている。

#### (ア) 生産調整推進対策

全国各地の生産者の公平な抛出と政府の助成により造成した資金を用い、地域における生産調整の取組の実態に応じて補償金を交付する等の政策を通じて、全国的に生産調整の円滑かつ着実な実施を図ることとしている。

#### (イ) 稲作経営安定対策

生産者の抛出と政府の助成により造成した資金から、補てん価格と当年産価格の差額の一定割合を補てんする等の施策を通じて、自主流通米の価格下落が稲作経営に及ぼす影響を緩和することとしている。

#### (ウ) 計画流通制度の運営改善

指針及び基本計画上、政府米買入数量より政府米販売数量を大きくすること、実際の販売が計画未達となった場合の実際の買入数量は計画数量から販売未達量を差し引いた数量とする等の措置を講じて確実に備蓄水準の適正化を図ることとしている。

#### イ 米飯学校給食の新たな視点に立った推進措置

米飯学校給食は、将来の米消費の担い手である児童・生徒に米を中心とする日本型食生活の普及・定着を図る等重要な役割を果たしているところであり、その一層の普及を図るため、財政構造改革の趣旨を踏まえ値引措置を段階的に廃止する一方、炊飯施設設備等の設置経費等に対する支援など新たな視点からの推進措置を講じることとしている。

#### ウ 米の需要拡大対策

栄養バランスに優れた米を中心とした「日本型食生活」の普及・定着を図るとともに、米の需給均衡に資することを目的として、各種対策を一体的に展開することとしている。

#### エ 米穀販売業者関連対策

食糧法の下での流通規制緩和に伴い、厳しい経営環境に置かれる米穀販売業者の経営基盤の強化・販売の活性化を積極的に推進するとともに、ばら流通の拡大等により米穀流通の合理化を推進することとしている。

#### オ 米麦の安全性確保対策等

食品衛生法に基づく残留農薬基準の追加に対応しつつ、国が供給する国内産米麦及び外国産米麦について残留農薬分析による安全性確保対策の充実強化等を図ることとしている。

### (3) 国内麦の管理

国内麦については、大麦、はだか麦及び小麦の三麦合わせて買入数量を66万t、売却数量を65万tと見込み、政府買入価格については、10年産麦の価格、政府売渡価格は11年2月1日以降に適用される価格により売買に係る所要額を計上している。

この他、各種助成等事業、麦取扱手数料や保管料等の所要額を計上し、国内麦の管理を行うこととしている。

### (4) 輸入食糧の管理

輸入食糧については、米麦の安定的かつ安全な供給に努めているところである。

政府買入数量は、米穀と麦類合わせ689万t、また売却

数量は米穀と麦類合わせ658万tを予定し、米麦の政府買入価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格、米麦等の政府売渡価格は、米については10年12月1日以降に適用される価格、麦については11年2月1日以降に適用される価格により売買に係る所要額並びに管理に要する所要額を計上している。

(5) 農産物等の価格の安定

農産物等については、でん粉2千tの買入に係る所要額、保管料等管理に要する経費等について所要額を計上している。

(6) 輸入飼料の管理

輸入飼料については、小麦111万t、大麦170万tの売却及びこれに必要な買入を予定し、これらに係る所要額、保管料や飼料穀物備蓄対策費補助金等の管理に要する所要額を計上している。

(7) 損益及び一般会計からの繰入れ

ア 食糧管理勘定の損益

11年度の食糧管理勘定の損益は、2,884億円の損失が見込まれており、勘定別の内訳は、国内米の管理に伴う損失（売買損益、米需給・稲作経営安定対策等助成金、政府管理経費の合計）2,765億円、国内麦の管理に伴う損失（売買損失、管理経費）910億円、輸入食糧の管理に伴う利益（売買利益、管理経費）790億円を予定している。

この損失については、調整勘定において10年度から繰り越される見込みである調整資金の残高464億円及び一般会計からの調整資金繰入れ2,433億円により損失の処理を行うこととしている。

イ 農産物等安定勘定の損益

農産物等安定勘定においては、でん粉等の買入に係る管理に伴う損失17百万円を予定しており、同勘定は前年度からの繰越積立金17億円を取り崩して整理することとしている。

ウ 輸入飼料勘定の損益

輸入飼料勘定の損益は、前年度からの繰越損失に加え、飼料用輸入麦の売買利益、管理に伴う損失（管理経費）40億円を予定しており、一般会計から同勘定への繰入れ40億円で整理することとしている。

3 11年度決算の概要

(1) 国内米の管理

国内米管理勘定においては、国内米を45玄米万t買入れ及び53玄米万t売却に伴う損失から、管理に要する所要額を差し引いたところ、2,536億円の損失となった。

(2) 国内麦の管理

国内麦管理勘定においては、国内麦を63万t(大麦7

万t、はだか麦2万t、小麦54万t)買入れ及び、60万t(大麦6万t、はだか麦1万t、小麦53万t)売却に伴い発生した損失、管理に要する所要額により、863億円の損失となった。

(3) 輸入食糧の管理

輸入食糧管理勘定において、MA米を62実(68玄米)万t買入れ、44実(48玄米)万t売却、外麦を476万t(大麦20万t、小麦456万t)買入れ、484万t(大麦21万t、はだか麦1万t、小麦462万t)売却に伴う利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、731億円の利益(外麦利益731億円)となった。

(4) 農産物等の価格安定

農産物等の売買は、買入れ、売却とも実績はなかったことから、損失及び利益の実績はなかった。

(5) 輸入飼料の需給・価格の安定

輸入飼料勘定において、213万t(大麦138万t、小麦75万t)買入れ、223万t(大麦143万t、小麦80万t)売却に伴う利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、39億円の損失となった。

(6) 決算損益の整理

ア 調整資金

11年度における食糧管理勘定の損失額は、2,668億円(国内米損失2,536億円、国内麦損失863億円、輸入食糧利益731億円)となったことから、これを調整勘定に移し、前年度からの繰越額409億円と当年度の一般会計からの受入額2,433億円からなる調整資金(計2,842億円)を取り崩し整理した。

この結果、11年度末の調整資金の残高は、174億円と

表13 11年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表 (単位：億円)

歳		入		決算額
項	目	代		
食糧	売払	米		4,485
〔国	内	米	〕	〔1,277
〔国	内	麦	〕	〔2,966
輸入食糧(麦等)	納付金	収入		4
農産物等	売払	代		—
輸入飼料	売払	代		673
一般会計	より	受入		2,473
〔調	整	資	金〕	〔2,433
〔輸	入	飼	料	損
補	て	ん		〕
40				
検査印紙	収入			46
雑	収入			264
食糧証券	及借入金	収入		10,200
前年度	剰余金	受入		65
純計	額			18,210
他勘定	より	受入		23,828
(歳	入	総	計)	42,038